

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
労働保険料等の口座振替納付に関する委託	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 森實 久美子 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	令和3年4月1日	一般社団法人全国銀行協会 東京都千代田区丸の内1-3-1 外7者	1010005016782 他	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	9,668,260	単価のみの契約						8者と契約 @111円、80.3円
令和3年度マルチペイメントネットワークに係る共通ソフトウェアの保守業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 森實 久美子 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	令和3年4月1日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル	9010601021385	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,653,200	2,653,200	100.0%					
厚生労働省上石神井庁舎入退館管理システム保守業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 森實 久美子 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	令和3年4月1日	KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿2丁目3番2号	9011101031552	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の2	2,177,947 (435,589)	2,176,900 (435,380)	99.95%					連名契約
令和3年度労働保険徴収業務用紙の保管・管理・発送業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 森實 久美子 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	令和3年4月1日	株式会社内山回漕店 東京都千代田区内神田2-12-5	7010001011328	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第8号	1,267,200	1,267,200	100.0%					
厚生労働省上石神井庁舎緊急時燃料供給業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 森實 久美子 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	令和3年4月1日	日本BCP株式会社 東京都千代田区神田東松下町48	4010001186032	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の2	25,886,447 (5,177,288)	25,587,100 (2,349,600)	98.8%					連名契約
マルチペイメントネットワークに係る共通ソフトウェアの使用許諾料	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 森實 久美子 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	令和3年5月6日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル	9010601021385	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	13,266,000	13,266,000	100.0%					
マルチペイメントネットワークに係る接続試験ツールの使用許諾料	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 森實 久美子 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	令和3年5月6日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル	9010601021385	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,145,000	2,145,000	100.0%					

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和3年度マルチペイメントネットワークに係る共通ソフトウェアの保守業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 森實 久美子 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	令和3年5月6日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル	9010601021385	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,768,800	1,768,800	100.0%					
令和3年度雇用保険印紙の製造	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 森實 久美子 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	令和3年7月28日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館	6010405003434	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,502,050	3,502,050	100.0%					単価契約 55,588.1円/1万枚
令和3年度労働保険料等納付書(督促状添付用)の作成	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	令和3年10月29日	水三島紙工株式会社 東京都北区昭和町2-11-1	2120001016320	会計法第29条の3第5号及び予算決算令第99条第2号	1,311,200	1,029,600	78.5%					
次期厚生労働省LANシステム公開に伴う厚生労働省統合ネットワーク回線・機器に係る供給(設計・構築、テスト、移行、運用、保守等)業務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	令和3年11月10日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1	7010001064648	会計法29条の3第4項	4,139,630,000	4,139,630,000 (157,227,897)	100.0%					連名契約
図書「労働総覧(令和4年版)」764冊の購入	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	令和3年12月9日	株式会社労働法令 東京都中央区新川2-1-6	6010001071042	会計法29条の3第4項	5,244,096	5,244,096 (404,976)	100.0%					連名契約
令和3年度労働保険料等納付書(督促状添付用)の作成	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	令和4年1月19日	水三島紙工株式会社東京支店 東京都北区昭和町2-11-1	2120001016320	会計法第29条の3第5号及び予算決算令第99条第2号	1,311,200	992,750	75.7%					
令和4年度分労働保険徴収業務用紙(通番50)他2件の作成業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	令和4年2月1日	株式会社太陽美術 東京都江東区清澄2丁目7番7号	6010601003790	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	7,144,374	6,668,345	93.3%					

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
労働保険徴収関係法令集(令和4年版)1368部の購入	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	令和4年3月2日	株式会社労働法令 東京都中央区新川2-1-6	6010001071042	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	9,028,800	9,028,800	100.0%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 (注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。